

コンテンツ一覧

該当ページ	コンテンツ	概要
2	別添等の雛形（最新版）	コンクリートの性能評価で使用する別添等の新しい雛形（Ver 12.7）を作成しました。
	委員会審議のペーパーレス化 	現在推進しているペーパーレス化についての説明です。
	国交省申請状況	国交省へ申請してから認定書交付までの期間について記載しています。
3	材料証明に関するメールサービス	材料証明のメールサービスを計画しています。
	2020年度 GBRC業務説明会	昨年度に引き続き、本年度も材料証明に関する業務説明会を開催いたします。
	新たに制定または改定されたJIS	JIS A 1128の『追補』が発行されています。
4	建築法規における用語について	指定建築材料とその関連告示について説明します。
5	その他 	委員会開催日等について記載しています。

GBRC 性能評定課の業務に対する皆様のご意見やご感想をお聞かせ下さい

メールサービスで取り上げた内容（特に  の付いているコンテンツ）や GBRC 性能評定課の業務に対する皆様のご意見やご感想をお待ちしております。

お送り下さいましたご意見やご感想は、今後の業務の品質向上に役立てさせていただきます。

ご意見やご感想をお聞かせ下さい。



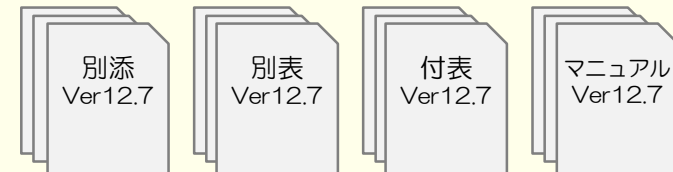
☒ ご意見・ご感想はこちらへお送り下さい：seinou3@gbrc.or.jp

別添等の雛形（最新版）について【生コン工場単独申請】

コンクリートの性能評価で使用する別添、別表、付表、製造マニュアルの雛形（生コン工場単独申請用）の **Ver 12.7**を作成しました※。

また、GBRCの理事長が井上一朗から上谷宏二へ交代したことに伴い、性能評価申請書中に記載されている理事長名も変更しております。

性能評価のお申込みをご検討されている方で、お手元にお持ちでない場合には、ご連絡下さい。



※ 『骨材の品質基準』や『スランプ又はスランプフローの許容差』、『変更に関する文章』に対する国交省や委員会の意向を踏まえ、雛形の変更を行っています（その他、細かな変更箇所も複数あります）。

事前検討会・承認委員会のペーパーレス化について

ペーパーレス化の観点から、**PDFなどの電子データを使用した委員会審議**を推進しています。



電子データでの委員会審議についてご意見やご感想をお聞かせ下さい。

**ペーパーレス化によって、皆様にご提出を
願います技術図書の部数を減らすことができます。**

具体的な手順については、事前検討会や承認委員会の前に事務局からご説明申し上げます。

皆様のご協力をお願い致します。

国交省申請状況について

2020年7月現在、国交省へ申請してから **1.5ヶ月～2ヶ月後**に認定書が交付されています。

申請案件の内容によっては、上記よりも時間がかかる可能性もあります。

現場打設等を計画されている場合は、余裕を持った申請のご準備をお願いいたします。



材料証明に関するメールサービス

GBRCでは建設材料に関する認証・証明事業を行っており、現在、**認証・証明事業に関するメールサービスを検討しています**。『材料（コンクリート）』について定期的に配信させて頂いております皆様にもお届けする予定ですので、ご期待下さい。

なお、GBRCでは『超高層建築物等』や『防耐火構造・防火材料』、『建築確認審査・検査』などのメールサービスも定期的に配信しています（『材料（コンクリート）』を含め、**全て無料**です）。

ご興味をお持ちの方がおられましたら、是非配信登録のご紹介をお願いいたします。

☒ こちらからメールサービスのご登録ができます：<https://www.gbrc.or.jp/mailservice/>

2020年度 GBRC業務説明会

昨年度、大阪と東京の2会場でGBRCが行っている材料証明事業に関する業務説明会を開催させて頂き、多くの方にご参加頂きました。

昨年度に引き続き、**本年度も材料証明に関する業務説明会の実施を計画しております**（新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催方式は検討中です）。

詳細については、認証・証明事業のメールサービスやGBRCのホームページでご案内する予定です。



昨年度の開催状況

2020年5月から7月に制定または改正されたJIS

〔 追補 〕

JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法－空気室圧力法
適用範囲やその注記などにおいて、誤解を招く可能性のあった箇所の表現が修正されました。
（詳細については、JISでご確認下さい）

〔トピックス〕 建築法規おける用語について

コンクリートの品質とその使用材料に関連する法令について

Vol.10 から、RC造の関係法令について取り上げています（不定期連載）。

連載6回目となる今回は、コンクリートの品質とその使用材料について解説します。

RC造に使用するコンクリートの材料に関する法文には、① 建築基準法第37条、② 建築基準法施行令第72条、③ 平成12年建設省告示第1446号などがあります。なお、法第37条では、建築物の基礎や主要構造部等に使用する材料を『**指定建築材料**』として定義しています。

建築基準法 第37条

- 第一号 **指定建築材料** ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合するもの
- 第二号 **指定建築材料** ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの^注

建築基準法施行令 第72条

- 第一号 **骨材**、**水**及び**混和材料**は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 第二号 **骨材**は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 第三号 **骨材**は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

平成12年建設省告示第1446号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）

平成12年（2000年）の建築基準法改正に伴って制定された告示であり、第1から第3で構成されています。

第1 **指定建築材料**の区分（鋼材、**第2** 法第37条第一号に該当するJIS※やJAS **第3** 法第37条第二号で要求される製品の品質や管理体制等に関する技術的基準
コンクリート等、**全23区分**） ※ コンクリートの場合、**JIS A 5308 : 2019**

平成27年国土交通省告示第1164号（申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件）

法第37条第二号の認定を受ける場合、**本告示に基づいた実地確認を事前に実施する**ことが求められる場合があります。

実地確認には、**製品の品質に関する実地確認**と**品質管理体制に関する実地確認**の2種類があります。

^注 大臣認定取得後、1回／3年の定期的な性能確認の実施が求められる場合があります（詳細については、[メールサービス Vol.18](#) をご覧下さい）

材料性能評価委員会の開催スケジュール

2020年8月以降の材料性能評価委員会の開催予定日
（GBRCのHPでも掲載中です：<https://www.gbrc.or.jp>）

2020年	8月	9月	10月以降
事前検討会	27日	24日	開催日調整中
承認委員会	18日	23日	開催日調整中

注）新型コロナウイルス感染症の流行状況等によっては、開催日を変更させて頂く場合もございます。
なお、当法人で実施している新型コロナウイルス関連の情報は、GBRCのHPで逐次更新しております。

GBRCでは、[法第37条第二号に該当する鋼材等の性能評価や、法第37条第一号に該当する鋼材等の指定値申請に関連する業務](#)も行っています。

鋼材等の性能評価や強度の指定値についてのご相談・ご申請をご希望されている方がおられましたら、是非ご紹介下さい。

打合せや委員会等について

▶ 現在の別添等の最新雛形 **Ver 12.7**

※お手元にお持ちでない方はご連絡下さい。

▶ 事前打合せや相談にも対応（**無料**）

※お気軽にご連絡下さい。

▶ 三密（密閉、密集、密接）回避のため、大阪事務所または東京事務所へご来所頂いての打合せや委員会については、可能な限り見合わせています。

▶ 打合せや委員会では、Web会議システムを活用しています（複数地点をお繋ぎすることも可能です）。



Web会議システムを活用した打合せや委員会について、ご意見や感想をお聞かせ下さい。

〔編集後記（津平 公彦）〕

新型コロナウイルス感染症に関連する緊急事態宣言が解除されてしばらく経過しましたが、再び全国で感染が広まりつつあります。今年の夏はマスクが手放せなくなりそうなので、息苦しくなく、蒸れにくい夏用マスクを購入すべきか悩んでいます。一方、西日本を中心とした6月末からの豪雨によって多くの地域が被害を受けました。一日も早い被災地の復興をお祈り申し上げます。
GBRC 性能評定課では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために時差通勤やWeb会議システムを活用した打合せや委員会の開催に取り組みながら、通常通り営業しております。何かございましたら、これまでと同様にお気軽にご連絡下さい。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 建築確認評定部 性能評定課

担当者：GBRC大阪事務所 荒井正直〔内部評価員〕
坂本欣吾、津平公彦、永田洋一
GBRC東京事務所 安田真弓

連絡先：GBRC大阪事務所 TEL 06 - 6966 - 7600
GBRC東京事務所 TEL 03 - 3580 - 0866

E-mail：seinou3@gbrc.or.jp